

港区立高輪子ども中高生プラザ 指定管理者公募要項

令和3年4月
港 区

目 次

I 施設の概要

- 1 指定管理者制度導入の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 子ども中高生プラザの設置目的・・・・・・・・ P 5
 - (1) 子ども中高生プラザの設置目的
 - (2) 高輪子ども中高生プラザの運営方針
- 3 高輪子ども中高生プラザの概要・・・・・・・・ P 6
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 施設規模
 - (4) 開設年月日
 - (5) 開館日・開館時間
 - (6) 利用対象者
 - (7) 利用料金
 - (8) 併設する高輪図書館分室の概要
- 4 指定期間・・・・・・・・ P 7

II 指定管理者が行う業務

- 1 事業運営・・・・・・・・ P 8
 - (1) 基本事業
 - (2) 提案事業
 - (3) 自主事業
 - (4) 職員体制
 - (5) その他
- 2 施設の維持管理・・・・・・・・ P 9
 - (1) 施設の維持管理義務
 - (2) 児童へのサービス提供に関する業務
 - (3) 安全・安心に関する業務
- 3 管理運営の基準・・・・・・・・ P 11
 - (1) 関係法令の遵守
 - (2) 区が定める指針等の遵守
 - (3) 再委託の禁止
 - (4) 地域との連携
 - (5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

- 4 運営経費に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
 - (1) 指定管理料の支払
 - (2) 備品購入費
 - (3) 収入
 - (4) 銀行口座の開設
 - (5) 損害賠償保険
 - (6) その他

Ⅲ 選定手続き

- 1 公募の手続・手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
 - (1) 申請者の資格
 - (2) 複数の団体による共同申請
 - (3) 公募の日程
 - (4) 公募説明会及び現地見学会
 - (5) 申請手続
 - (6) 計画書類の提出
 - (7) 提出書類に関する留意事項
 - (8) 応募に関する留意事項
 - (9) 質疑の受付及び回答
 - (10) 申請書類の受付
- 2 指定管理者の選考・選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P27
 - (1) 指定管理者候補者の選考
 - (2) 指定管理者候補者の選定
 - (3) 基本的な選考基準
 - (4) 審査結果の通知
 - (5) 第二次審査用資料の提出

Ⅳ 決定後の手続

- 1 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
 - (1) 協定の締結
 - (2) 基本協定書の主な事項
 - (3) 年度協定書の主な事項
- 2 災害時協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30
 - (1) 協定の締結
 - (2) 災害時協定書の主な事項
- 3 事業計画書及び収支予算書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- 4 業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30

- 5 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
 - (1) 応募書類等
 - (2) 選考・選定過程の情報
 - (3) 指定管理業務に関する情報
- 6 モニタリング等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
 - (1) モニタリングの実施
 - (2) 第三者評価の実施
 - (3) 労働環境モニタリングの実施
 - (4) 監査の実施
- 7 指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・ P32
 - (1) 指定の取消しと業務の停止
 - (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、「高輪子ども中高生プラザ」の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙1）に基づく区の方針を十分に認識し、施設の設置目的等を十分に理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 子ども中高生プラザの設置目的

(1) 子ども中高生プラザの設置目的

港区では、これまで「港区基本計画・港区実施計画」及び「港区次世代育成支援対策行動計画（現「港区子ども・子育て支援事業計画」）」に基づき、家庭や地域と協力し、子どもの団体やそのリーダーを育成するとともに、地域における子どもの活動と交流の場の整備・拡張を進めるため、5地区の総合支所（芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区、芝浦港南地区）ごとに、既存の児童館・学童クラブ、教育委員会などと連携しながら、乳幼児から中高生までの幅広いニーズに対応していくという目的の下、地域の中核的児童施設として子ども中高生プラザを整備してきました。

また、子ども・子育て支援法に基づき策定される「港区子ども・子育て支援事業計画」の方針を踏まえて、子ども中高生プラザにおいても「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」や「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）」など様々な子育て支援施策を充実させていきます。

(2) 高輪子ども中高生プラザの運営方針

高輪地区は港区でも児童が多い地区であり、かつ、港区の人口推計によると、今後より一層児童数が増加することが想定されています。

これらの事を踏まえ、以下の運営方針の下、高輪子ども中高生プラザを運営し、高輪地域の児童の健全育成を図ります。

ア 地域社会と密接した施設づくり

イ 文化・芸術・スポーツ活動を支える施設づくり

ウ さまざまな活動と交流の場としての施設づくり

エ 安心して子どもたちを遊ばせられる施設づくり

3 高輪子ども中高生プラザの概要

(1) 名称

港区立高輪子ども中高生プラザ

(2) 所在地

東京都港区高輪一丁目4番35号

(3) 施設規模

ア 構造：鉄筋コンクリート造

イ 階数：地上4階

ウ 敷地面積：2,704.82㎡

エ 延べ床面積：4,445.21㎡

(内訳)

(ア) 高輪子ども中高生プラザ(1,2,4階) 3,081.46㎡

(イ) 高輪図書館分室(3階) 866.40㎡

※ほかにピット部分497.35㎡があります。

オ その他

(ア) 防災の拠点として、マンホールトイレ(敷地内)や、防災備蓄倉庫(1階)を配置しています。

※敷地内には、施設利用者用の駐輪場があります。

※施設詳細は、「高輪子ども中高生プラザ施設概要」(別紙2)及び「高輪子ども中高生プラザ図面」(別紙3)を参照してください。

(4) 開設年月日：平成23年12月1日

(5) 開館日・開館時間

ア 子ども中高生プラザの開館日・開館時間

	子ども中高生プラザ
開館日	通年 (国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29~31、1/2~3を除く)
開館時間	9:30~20:00

イ 各事業の実施日・実施時間

事業名	事業実施日	事業実施時間
学童クラブ	ア 月曜日～金曜日 イ 土曜日 ウ 三季休業期間の平日 (国民の祝日に関する法律に定める休日、 12/29～31、1/2～3を除く)	ア 下校時～19:00 イ 8:00～17:00 ウ 8:00～19:00
子育てひろば	通年 (国民の祝日に関する法律に定める休日、 12/29～31、1/2～3を除く)	ア 月曜日～土曜日 10:00～18:00 イ 日曜日 10:00～16:00

(6) 利用対象者

- ア 児童及び児童の保護者その他の関係者
- イ 区長が適当と認める者

(7) 利用料金

施設の利用は、無料です。

(8) 併設する高輪図書館分室の概要

当施設3階に高輪図書館分室が併設されています。

高輪図書館分室は、子ども・中高生向けの図書を備えた図書館です。

高輪図書館分室の開館日・開館時間

区分	高輪図書館分室
開館日	通年〔国民の祝日、12/29～1/3、館内整理日（毎月第三木曜）等を除く〕
開館時間	通年 9:30～20:00

※高輪図書館分室は、高輪図書館分室の指定管理者が業務を行います。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

港区立子ども中高生プラザ条例（平成14年港区条例第50号、以下「条例」という。）第3条で、次のように定めています。詳細については、別添業務基準書を参照してください。

- ア プラザ施設の利用に関すること。
- イ 児童の自主活動に関すること。
- ウ 中学生、高校生等の文化、芸術活動等に関すること。
- エ 児童の体力増進に関すること。
- オ 児童の相談に関すること。
- カ 子育て支援に関すること。
- キ 学童クラブに関すること。
- ク 児童に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ケ 地域組織等との連携、協力及び交流に関すること。
- コ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業。

(2) 提案事業

条例第1条に定める目的を達成するため、同条例第3条に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が高輪地区の中核的児童施設であることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

上記(1)(2)のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

(4) 職員体制

ア 施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設・児童養護施設・保育園等）及びこれに類する施設に3年以上勤務したことがあり、施設運営について熟知した者を配置してください。

イ 副施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設・児童養護施設・保育園等）及びこれに類する施設に勤務したことがあり、施設運営について熟知した者を配置してください。

ウ 職員

（ア）児童福祉施設勤務経験者を含み、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年12月9日条例第51号）第49条の規定に該当する者を配置してください。

（イ）障害児の受入れについては、港区児童館等における障害児受入れに関する実施要綱（平成23年22港子第2434号）第5条に基づき、適正な職員配置を行ってください。

エ 学童クラブ担当職員（放課後児童支援員）

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第29号）第10条第3項の規定に該当する者を配置してください。職員数については、学童クラブの定員77名に対応するため、同条例第10条第2項及び第4項並びに同条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、放課後児童指導員を最低4名（うち2名は補助員可）配置する提案をしてください。

※ 職員数の考え方

1グループ（支援の単位）ごとに、2名以上の放課後児童支援員を配置することとし、1グループを構成する児童の数は、おおむね40名以下とします。ただし、1グループに配置する放課後児童支援員は1名を除き補助員（放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができます。

（5） その他

ア 利用者懇談会を開催するとともに意見箱の設置等による利用者等の意見・要望等、利用者ニーズの把握を行うこと。

イ パンフレット・広報紙の発行、ホームページの作成などにより、子ども中高生プラザのPRを行うこと。

ウ 他の子ども中高生プラザ、児童館と連絡調整に協力すること（概ね月1回）。

エ 地区内の他の施設の連絡調整に協力すること（概ね月1回）。

オ 施設職員が行政運営の担い手の一員として自ら自覚できるよう、人材育成に取り組むこと。

カ 地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ること。

2 施設の維持管理

（1）施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。

本施設の主たる管理者は、高輪子ども中高生プラザを管理する指定管理者であり、建物の全体管理と共有部の維持管理を責務とします。また、複合施設である高輪図書館分室との情報提供等、日常的に連携を図ります。

詳細については、別紙業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

ア 設備の保守および点検業務を行うこと。

- (ア) 機械警備業務
- (イ) 自家用電気工作物保守点検業務
- (ウ) 消防用設備点検業務
- (エ) 自動扉保守点検業務
- (オ) ウォータークーラー水質検査業務
- (カ) ピアノ調律業務
- (キ) 学校 110 番非常通報装置保守点検業務
- (ク) トップライト保守点検業務
- (ケ) 空調設備清掃業務
- (コ) 舞台照明設備保守点検業務

イ 施設清掃業務を行うこと。

ウ 室内空気環境測定業務を行うこと。

エ 樹木剪定業務を行うこと。

オ 昇降機維持保全業務を行うこと。

カ 廃棄物（一般・産業）処理及び運搬業務を行うこと。

キ 施設警備業務を行うこと。

ク 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行うこと。

- (ア) 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務
- (イ) 1 件 1 3 0 万円以下の軽易な修繕及び設備
- (ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境設備に関する業務

ケ 省エネルギー、省資源、グリーン購入に配慮した管理運営に努めること。

(2) 児童へのサービス提供に関する業務

ア 障害のある子どもたちも安心して遊べるように施設の管理を行うこと。

イ 子どもたちの安全を守るため、学校や町会・自治会、児童館とも連携すること。

(3) 安全・安心に関する業務

ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル（改訂版）」（別紙4）に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

- ウ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検・総点検・エレベータ点検確認)「港区有施設の安全に関する要綱」(別紙5)、「港区有施設安全管理業務実施要領」(別紙6)に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。
- エ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとする。
- オ AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。
- カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。
- キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談、利用者家族への引継ぎなど様々な支援を行うこと。
- ク 高輪地区総合支所等との防災無線等の通信訓練に協力すること。
- ケ 本施設は、区民避難所(地域防災拠点)に指定されているため、区が区民避難所(地域防災拠点)を開設した際には、別途締結する災害時協定に基づき対応すること。
- コ 区が本施設を津波避難ビルに指定した際には、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。
- サ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。
- シ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」(別紙7)を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令の遵守

指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

- ア 港区立子ども中高生プラザ条例及び施行規則
- イ 児童福祉法及び施行規則
- ウ 子ども・子育て支援法
- エ 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則
- オ 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則
- カ 港区学童クラブ条例及び施行規則
- キ 港区学童クラブ運営要綱
- ク 港区児童館等における障害児の受入れに関する実施要綱
- ケ 港区学童クラブおやつ代・お楽しみ会費助成要綱

- コ 港区子育てひろば事業実施要綱
- サ 地方自治法
- シ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- ス 港区個人情報保護条例及び施行規則
- セ 港区情報公開条例及び施行規則
- ソ 港区環境基本条例
- タ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- チ 港区有施設の安全管理に関する要綱
- ツ 港区防災対策基本条例
- テ 港区暴力団排除条例
- ト 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ナ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ニ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等
- ヌ 児童虐待の防止等に関する法律
- ネ 児童館ガイドライン

（２）区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 第４次港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団排除に向けた基本方針
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

※別紙８「区が定める指針等の一覧」を参照してください。

（３）再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

（４）地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ること。

(5) 区と指定管理者の管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割)

項 目	港区	指定管理者
設置者としての責務	◎	—
子ども中高生プラザの管理運営	○ 条例・規則事項	◎
施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
施設の占有・行為許可	◎	—
苦情対応	○	◎
緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
施設の安全対策 （安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
広報・PR	○	◎
事業運営	○	◎

(※) 設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担

○：主たる分担者

項 目	内 容	管理責任分担	
		港区	指定管理者
1 法令等の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	(2) 上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2 税制の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
	(2) 上記以外の一般的な税制の変更		○
3 物価変動	(1) 指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4 金利変動	(1) 指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5 書類	(1) 区が作成した書類	○	
	(2) 指定管理者が作成した書類		○
	(3) 両者記名捺印した協定書	相互で協議	
6 指定管理者の指定	(1) 区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
	(2) 指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7 指定管理業務の変更及び経費の変動	(1) 区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
	(2) 上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8 住民対応	(1) 地域との協調		○
	(2) 指定管理業務及び自主事業の内容に対する		○

			住民からの苦情、要望等		
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前		○

			の取消し等による場合を含む。)における原 状復帰に要する費用		
--	--	--	-----------------------------------	--	--

(備考)

2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとし、支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとし、

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等（管理運営体制に記載した職員等）に係る人件費

※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※ 人件費の積算に当たっては、職員（再委託した業務に従事する職員を含みます。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により定めた金額と同額です。令和3年度は（一般事務・時給額）1,100円です。なお、金額は、毎年度見直します。

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、水道料金

※ 光熱水費（電気、水道代）については、予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※ 高輪子ども中高生プラザには、ガス設備はありません。

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130万円以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。

※ 1件130万円を超える修繕は、指定管理料とは別に区が実施しますので受託経費見積には含めないでください。

※ 予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※ 再委託による予定金額と決定金額の差額及び実績が見込みを下回ったことにより発生した執行残額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費

※ 再委託による予定金額と決定金額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない業務

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設が負担する経費、施設を本社などは支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

「その他経費」における本部経費の内訳について

事務管理経費

本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等

運営費

本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等

租税公課

※ 経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入費

1点予定価格5万円(税込)を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(3) 収入

ア 施設運営にかかる収入について

子ども中高生プラザの利用料は無料です。管理運営業務は原則として区からの指定管理料で措置します。

なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費(材料費など)は区の考え方に基づいて徴収できます。

イ 学童クラブの育成料

学童クラブの育成料は、区の収入とし、育成料の収入事務は区が行います。

ウ おやつ代・お楽しみ会費

学童クラブのおやつ代・お楽しみ会費は区が定める金額を保護者負担とし、指定管理者が徴収します。

エ その他

本要項に定めのない収入が発生した場合は、区と指定管理者が協議の上決定します。

(4) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします

(6) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続き

1 公募の手續・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからキの全てに該当する者

ア 児童福祉事業に熱意と経験を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者

イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする。

エ 児童福祉事業、及びこれらに類する事業運営を行なっている事業者であること。

オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにある法人又はその他の団体であること。

カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を

制限されている者

- (イ) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者
 - (エ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者
 - (オ) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者
 - (カ) 国税又は地方税を滞納している者
 - (キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間が経過していない者
 - (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体
- キ 区の児童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。

(2) 複数の団体による共同申請

- ア 複数の団体で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。グループ内のすべての団体が上記（1）申請者の資格（エを除く）に該当することが必要です。
- イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。
- ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。
- オ 次ページ(5)①に掲げる書類はグループとして作成し、③から③に掲げる書類は代表団体及び構成団体ごとに作成してください。

(3) 公募の日程

公募要項発表	令和3年	4月13日（火）
公募説明会・現地見学会	令和3年	4月19日（月）
質疑受付	令和3年	4月19日（月）から 令和3年 4月27日（火）まで
質疑回答	令和3年	5月11日（火）
申請受付	令和3年	5月21日（金）から 令和3年 5月26日（水）まで
第1次審査	令和3年	6月23日（水）
第2次審査	令和3年	7月 6日（火）

指定管理者候補者選定	令和3年 7月下旬予定
指定管理者の指定	令和3年10月下旬予定

(4) 公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

- ・日時 令和3年4月19日(月) 午前10時～12時
- ・場所 高輪地区総合支4所階会議室

イ 現地見学会

- ・日時 令和3年4月19日(月) 午後1時30分～2時30分
- ・場所 港区立高輪子ども中高生プラザ

ウ 参加申込

参加申込書【様式I】を令和3年4月16日(金)午後5時までに、港区高輪地区総合支所管理課へFAXで送付してください。(送信確認のため、送信後に電話にて連絡をお願いします。)

会場の都合上、1者2名まででお願いします。

見学会については原則利用者が使用している部分の写真撮影はできません。

駐車場はありませんので、来場・移動の際は公共交通機関をご利用ください。

(5) 申請手続(申請書類の提出)

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

提出書類	様式	部数		
		正本	副本①	副本②
① 指定管理者指定申請書	様式1	1部	—	—
<<共同事業者の場合>> [A]共同事業者構成書 ----- [B]共同事業者協定書兼委任状 ----- [C]宣誓書 ----- [D]安定運営の取組	様式A 様式B 様式C 様式D	1部 1部 1部 1部	1部 — — 1部	8部 — — 8部
② 宣誓書	様式2	1部	—	—
③ 定款、寄附行為又はこれに類するもの(最新のもの)	—	1部	3部	—
④ 法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (申請日前3か月以内に発行されたもの)	—	1部	3部	—
⑤ 印鑑証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)	—	1部	3部	—
⑥ 預金残高証明書(最新の決算期末日現在のもの)	—	1部	3部	—

⑦ 事業者の概要				
<<公益法人の場合>>				
ア 法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員（理事・評議員）名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	様式3	1部	1部	8部
イ 決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記）	様式自由	1部	1部	8部
ウ 事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
エ 収支予算書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	8部
オ 事業計画書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	8部
カ 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	8部
<<NPO法人の場合>>				
ア 法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	様式3	1部	1部	8部
イ 決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録）	様式自由	1部	1部	8部
ウ 事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
エ 監事の監査報告書 ※上記のイ～エについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。	様式自由	1部	1部	8部
<<医療法人の場合>>				
ア 法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	様式3	1部	1部	8部
イ 損益計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
ウ 貸借対照表（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
エ 株主資本等変動計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
オ 付属明細書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
カ 監事の監査報告書 ※上記のイ～カについては、病院会計準則に従ったものを提出してください。エについては、社員総会での承認日を付記してください。オについては、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替してもかまいませんが、その場合には税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。都道府県提出決算書を別途作成している場合には、当該決算書の写しも提出してください。	様式自由	1部	1部	8部
<<株式会社の場合>>				

	<p>ア 法人（団体）等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等 <p>イ 決算書類（直近の決算期3期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業報告書 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・注記事項（重要な会社方針、貸借対照表注記、損益計算書注記） ・株主資本等変動計算書 ・付属明細書 <p>※決算書類は、会社法及び会社法計算施行規則に従ったものを提出してください。</p> <p>※連結決算を行っている親会社又は子会社がある場合は、連結財務諸表も提出してください。</p> <p>※株主資本等変動計算書は、社員総会又は株主総会での承認日を付記してください。</p> <p>※付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。</p> <p>なお、申請書類提出時点において、既に最近の決算期末日が到来している法人で、未だ決算が確定していない場合には、直近の決算期末の経営成績及び財政状態の参考となる資料（例：試算表、予想損益計算書、予想貸借対照表）。ただし、過去3期分の決算書等とは別に提出してください。</p> <p>ウ 監査報告書</p> <p>※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。</p>	様式3	1部	1部	8部
		様式自由	1部	3部	—
		様式自由	1部	3部	—
⑧	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近の決算期2期分に係るもの）	—	1部	3部	—
⑨	担保提供資産について	様式4	1部	3部	—
⑩	債務の保証について	様式5	1部	3部	—
⑪	<p>類似施設の管理運営実績について（施設名・所在地・規模等）</p> <p>類似施設の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長の運営姿勢、組織運営の方針 ・地域社会への取組 ・施設の特徴あるサービス内容 ・その他 	様式6	1部	1部	8部

	施設運営に関する実績一覧（任意）	様式 6-2	1 部	1 部	8 部
	施設管理に関する実績一覧（任意）	様式 6-3	1 部	1 部	8 部
⑫	情報セキュリティ確認チェックシート	様式 7	1 部	1 部	8 部
⑬	労働環境チェックシート	様式 8	1 部	1 部	8 部

(6) 計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
1 法人等の団体に関する書類					
①	・計画書類等提出書	様式 9	1 部	1 部	8 部
②	<p>・資金・収支計画書 （令和3年度から令和7年度まで） ※各年度における受託経費の増減理由も記載してください。 ※「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。</p> <p>「その他経費」における本部経費の内訳について</p> <p>事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等</p> <p>運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等</p> <p>租税公課</p>	様式 10	1 部	1 部	8 部
③	・給与・報酬・賃金等に関する規程（最新のもの） （※人件費の積算内訳）	様式自由	1 部	1 部	8 部
④	・施設長予定者の勤務した実績を記載した書類	様式 11	1 部	1 部	8 部
2 管理運営計画に関する書類					
⑤	・職員の確保・育成に対する考え方 （職員の強みを生かす研修計画、児童育成・相談スキル、キャリア形成）	様式 12	1 部	1 部	8 部
⑥	<p>・管理運営体制（職員体制・勤務体系の考え方） 港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成する職員配置表（職員体制）と勤務体系の考え方 職員ローテーション表 （常勤・非常勤別 ①月～金 ②土 ③三季休業中）</p>	<p>様式 13</p> <p>様式 13-2</p> <p>様式 13-3</p>	1 部	1 部	8 部

⑦	・環境に配慮した施設運営の取組	様式14	1部	1部	8部
⑧	・近隣住民への配慮と苦情対応体制・公表の取組	様式15	1部	1部	8部
⑨	・個人情報保護と情報セキュリティ確保の考え方	様式16	1部	1部	8部
⑩	・利用者の人権（いじめや虐待の防止・早期発見など）に対する考え方、法令遵守と具体的取組について	様式17	1部	1部	8部
⑪	・施設利用者の安全確保（不審者等に対するセキュリティ対策・スポーツ指導体制を含む）に対する考え方	様式18	1部	1部	8部
	・施設利用者の安全確保（アレルギー対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策）に対する考え方	様式19			
⑫	・地震・防災等の危機管理への取組（BCPを含む） ・マニュアルの整備	様式20	1部	1部	8部
	・区が区民避難所を開設した場合の管理運営体制（職員体制・勤務体系の考え方） ・区民避難所運営支援業務に関する基本的な考え方				
⑬	・再委託を予定している業務 ①委託内容 ②委託を行う理由 ③委託予定金額 ④委託予定先及び選定理由（委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないことです。また、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。）	様式21	1部	1部	8部
⑭	・指定管理者の変更があった場合の引継ぎについて	様式22	1部	1部	8部
3 事業運営					
⑮	・学童クラブの運営・家庭支援	様式23	1部	1部	8部
⑯	・子育てひろばの運営・家庭支援 （産後鬱や孤立を防ぎ、乳幼児親子をサポートする体制・取組み）	様式24	1部	1部	8部
⑰	・小・中・高校生それぞれの年代に応じた健全育成（自主性・協調性）	様式25	1部	1部	8部
⑱	・中高生の居場所づくりについての考え方と具体的な取組	様式26	1部	1部	8部
⑲	・障害児対応をはじめとした、特別な配慮（心身に問題を抱えている児童や性的マイノリティ等を含む）を必要とする子どもへの具体的対応と考え方	様式27	1部	1部	8部
4 地域の拠点としての計画性					

⑳	・地域特色（歴史、自然）を活かした児童健全育成の考え方と具体的な取組	様式28	1部	1部	8部
㉑	・児童のボランティア活動・地域ボランティアの関わり方についての考え方と具体的な取組	様式29	1部	1部	8部
㉒	・地域の小・中学校、高校、町会・自治会等の地域との連携・交流についての考え方と具体的な取組	様式30	1部	1部	8部
㉓	・併設施設（高輪図書館分室）や、他の児童館・中高生プラザ、総合支所等との連携・交流についての考え方と具体的な取組	様式31	1部	1部	8部
5 効率的で質の高いサービスの提供					
㉔	・施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組	様式32	1部	1部	8部
㉕	・職員の接遇に関する考え方（研修やフォローアップについて）	様式33	1部	1部	8部
㉖	・年間の活動や行事の効率性・効果性	様式34	1部	1部	8部
㉗	・提案事業の具体的な提案	様式35	1部	1部	8部
㉘	・自主事業の具体的な提案	様式36	1部	1部	8部
㉙	<p>・受託経費見積書 ※各内訳を示してください。積算根拠を明らかにする資料を添付してください。 ※「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「その他経費」における本部経費の内訳について</p> <p>事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等</p> <p>運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等</p> <p>租税公課</p> </div>	様式37	1部	1部	8部
6 その他					
㉚	・(社)港区シルバー人材センター、区内障害者授産施設及び区内中小事業者の活用についての考え方	様式38	1部	1部	8部
㉛	・提案書内容等概要	様式39	1部	1部	8部

(7) 提出書類に関する留意事項

ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。

イ 副本①は正本をそのまま複写、副本②は法人名など応募事業者が特定できる部

分をマスキング（黒塗り）のうえ、提出してください。

- ウ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- エ 申請書類の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- オ 書類は、A4判で作成して下さい。
- カ 様式については、A4一枚以内で記入してください。なお、詳細な説明がある場合は、任意で資料を添付してください。（資料の大きさは原則A4判とします。やむをえない場合は、A3をA4判に折り込んでください。）
- キ 文字のフォントについては次の通りです。
 - (ア) 本文 「BIZ UD 明朝 Medium フォント」
 - (イ) 見出し「BIZ UD ゴシック」
 - (ウ) フォントサイズ「12」
- ク 正本並びに副本①②は、ファイル（A4サイズ、2穴）に提出一覧表をファイルの目次としてセットし、前記（5）の①～③、前記（6）の1～6のインデックス見出しを貼り、提出書類を順序どおりに綴じ込み、指定部数を提出してください。
- ケ ファイルの背表紙、表紙に『申込施設名（申請書類・計画書類の別）』のテプラ等のシールを貼り、正本、副本①のみ法人名を明記したシールを貼ってください。
 - （例）『高輪子ども中高生プラザ（申請書類）』、『高輪子ども中高生プラザ（計画書類）』等）
- コ 上記のほか、電子媒体（CD-R）に正本及び副本①、副本②（マスキングされたもの）を入力したものを1部提出して下さい。ファイル形式はPDF及びマイクロソフト社製Word又はExcelとします。
- サ 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。
- シ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

（8）応募に関する留意事項

- ア 選考委員会委員との接触について
公募要項の公表日以降、公募説明会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- イ 応募の辞退について
応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

質問書【様式Ⅱ】に必要事項を記入し、下記の提出先に、FAXで送信してください。(送信確認のため、送信後に電話にて連絡をお願いします。)これ以外での方法(持参、郵送、電話、口頭等)または、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 令和3年4月19日(月)～令和3年4月27日(火)(必着)
午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先 港区高輪地区総合支所管理課 金子 秋山
TEL: 03-5421-7124
FAX: 03-5421-7626

イ 質問回答

令和3年5月11日(火)を目途に、すべての質疑に対する回答書をFAX又はメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの)によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 令和3年5月21日(金)から令和3年5月26日(水)まで
午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 窓口持参

※ 提出日時の事前予約

窓口での提出の場合は、提出時に申請書類の確認を行いますので、5月21日(金)午前9時から5月26日(水)午前11時までに次の提出先へ電話連絡し、提出日時を予約の上来所願います。なお、予約は概ね2時間単位で行い、先着順とします。

※ 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。

ウ 提出先 港区高輪一丁目16番25号 高輪コミュニティーぷらざ4階

2 指定管理者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

- ア 指定管理者候補者は、「港区立高輪子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会（以下選考委員会という）」において選考します。
- イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。
- ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。
- エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。
- オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

- ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。
- イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を点数順で選定することがあります。
- ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること。
(公認会計士による財務状況分析及び資金計画分析を実施します。)
- イ 業務の実績について
類似施設の管理運営実績
- ウ 管理運営計画
 - (ア) 職員の確保、育成に対する考え方（職員の強みを生かす研修計画、児童育成・相談スキル、キャリア形成）
 - (イ) 管理運営体制（職員体制・勤務体系）
 - (ウ) 環境に配慮した施設運営の取組
 - (エ) 近隣住民への配慮と苦情対応体制と公表の取組
 - (オ) 個人情報保護と情報セキュリティ確保のための取組
 - (カ) 利用者の人権（いじめや虐待の防止・早期発見など）に対する考え方、法令遵守と具体的取組について
※令和3年4月に開設した子ども家庭総合支援センターとの連携を踏まえつつ、子どもの権利擁護にかかる視点を意識した内容とすること。
 - (キ) 施設利用者の安全確保（不審者等に対するセキュリティ対策・スポーツ指導体制を含む）に対する考え方
 - (ク) 施設利用者の安全確保（アレルギー対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策）に対する考え方

- (ケ) 地震・防災等の危機管理への取組・マニュアルの整備（BCPを含む）
区民避難所開設時の管理運営体制、運営支援業務の考え方

エ 事業運営

- (ア) 学童クラブの運営・家庭支援
- (イ) 子育てひろばの運営・家庭支援
(産後鬱や孤立を防ぎ、乳幼児親子をサポートする体制・取組)
- (ウ) 小・中・高校生それぞれの年代に応じた健全育成（自主性・協調性）
- (エ) 中高生の居場所づくりについての考え方と具体的な取組
- (オ) 障害児・特別な配慮(心身に問題を抱えている児童や性的マイノリティ等を含む)を必要とする子どもへの具体的対応と考え方

オ 地域の拠点としての計画性

- (ア) 地域特色（歴史、自然）を活かした児童健全育成の考え方と具体的な取組
- (イ) 児童のボランティア活動・地域ボランティアの関わり方についての考え方と具体的な取組
- (ウ) 地域の小・中学校、高校、町会・自治会等、地域の連携・交流についての考え方と具体的な取組
- (エ) 併設施設（高輪図書館分室）や、他の児童館・中高生プラザ、総合支所等との連携・交流についての考え方と具体的な取組

カ 効率的で質の高いサービスの提供について

- (ア) 施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組
- (イ) 職員の接遇に関する考え方（研修やフォローアップについて）
- (ウ) 年間を通じた活動や行事が効率的かつ効果的な提案であるか。
- (エ) 提案事業について計画が適切かつ施設利用者数の向上が期待できるか。
- (オ) 自主事業について計画が適切かつ施設利用者数の向上が期待できるか。
- (カ) 受託経費見積金額（人件費・運営費）の妥当性

キ その他

- (社) 港区シルバー人材センター、区内障害者授産施設及び区内中小事業者の活用についての考え方
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。
- (5) 第二次審査用資料の提出
第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。
第二次審査は、施設長候補者にプレゼンテーションを行っていただきます。
詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続き

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間

- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 災害時協定

(1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

(2) 災害時協定書の主な事項

- ア 災害の範囲
- イ 区民避難所（又は一時受入れ場所）運営支援業務
- ウ 要請期間及び方法
- エ 協力履行の義務及び免除
- オ 費用負担
- カ 損害補償
- キ 災害時の情報共有
- ク 守秘義務
- ケ 平時からの備え
- コ 協議
- サ 効力

3 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者にとって不安や影響を与えないよう、入念な引き継ぎに努めてください。

また、指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

引継ぎ等にかかる経費は、区が経費を負担する引継ぎ項目を除き、新たな指定管

理者が負担します。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者には、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者については新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

【主な引継ぎ項目】

指定管理業務の概要／処理方法（処理手順、業務マニュアルの有無）／建物・設備の修理・保守点検記録／懸案事項等（業務処理上の課題、検討中の事項、過去の失敗等の事例）／引き継ぐべき書類・ファイル・備品の一覧／危機発生時の対応／個人情報の適切な引継ぎ／関係機関（地域・医療機関など）との連携・連絡体制/その他必要事項

5 情報の公表

（1）応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとしします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

（2）選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選考過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選定委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

（3）指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営にかかる書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

（1）モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ

報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定管理期間中の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が行います。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。

公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

7 指定の取消し等

(1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区は

その賠償の責めを負いません。

- ア 指定管理者がⅢの1の(1)に該当しなくなったとき。
- イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。
- エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。
- オ 協定に違反したとき。
- カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。
- ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。
- ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。
- コ 災害時協定に基づく区民避難所（又は一時受入れ場所）運営支援業務を実施するため、指定管理業務の継続が困難になったとき。
- サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。
- イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒108-8581

港区高輪一丁目16番25号 高輪コミュニティーぷらざ4階

港区高輪地区総合支所管理課 金子、秋山

TEL：03-5421-7124 FAX：03-5421-7626